

九日御認可狀ヲ發セラレタリ

○名譽外交官補著任 英國陸軍大尉「アル、ダブリュ、ラッセル」及「アル、ブル、グレン」孰モ五月十七日來著シ名譽外交官補トシテ在本邦同國大使館附テ命セラレタル旨同國大使ヨリ同十九日附テ以テ通知アリタリ

●伊 國

○大使著任 本邦駐劄伊國特命全權大使伯爵「ラニエロ、パウロ、デ、カルボリ」五月十日著任セシ旨同日附テ以テ通知アリタリ

●祕露國

○名譽外交官補著任 「アルフレド、エルモール」在本邦祕露國公使館附名譽外交官補ニ任命セラレ著任セシ旨同國公使ヨリ五月七日附テ以テ通知アリタリ

●葡 國

○公使館臨時移轉 本邦駐劄葡萄牙國特命全權公使「フェルナン、ボット、マシヤード」病氣靜養ノタメ神奈川縣葉山森戸第一〇三八番地ニ轉地スルニ依リ在本邦同國公使館モ同所ニ移轉ノ旨五月十三日附テ以テ通知アリタリ

●瑞典國

○外交官補離任 在本邦瑞典國公使館外交官補「エイナル、ベルグ」五月一日離

任スヘキ旨同國臨時代理公使ヨリ四月二十六日附テ以テ通知アリタリ

●「チエック、スロヴァツク」國

○公使離任 本邦駐劄「チエック、スロヴァツク」國特命全權公使「チャールズ、ベルグラ」五月二十九日浦潮斯德ヘ向ケ出發スヘキ其不在中同公使館參事官「アル、ソイン、ケトル」臨時代理公使トシテ同館館務ヲ處辨スヘキ旨同二十八日附テ以テ通知アリタリ

○職務進退

●復職ヲ命ス 大臣官房人事課勤務ヲ命ス (三月三十一日) 休職外務屬 岡 豐

●月俸三十圓給與 (四月一日) 雇 神保周三

●休職ヲ命ス (四月五日) 外務屬 岡 豐

●紐育在勤ヲ免ス 領事官補 龜井貫一 郎

●待命中本俸三分ノ一ヲ賜フ (四月十一日) 外務省翻譯官 八田 光二

(各通)

外務省翻譯官 正七位 八田 光二
外務省翻譯官 鳥居 忠 恕

- 文官分限令第三條第一項第三號ニ依リ本官ヲ免ス
元外務省翻譯官 八田 光二
- 在官滿一年以上ニシテ退官ニ付金六十二圓五十錢給與(以上四月十六日)
- 赴任ノ途次本邦立寄ヲ許可ス(四月二十日)
外務書記生 成 瀨 廉
- 平和條約實施委員被仰付(四月二十三日)
外交官補 吉澤清次郎
- 平和條約實施委員被仰付(四月二十六日)
外交官補 宮腰千葉太
- 赴任前歸朝ヲ命ス
外務書記生 大野道造
- 雇ヲ命ス
石川義周
- 月俸四十五圓給與
- 大臣官房人事課勤務ヲ命ス
雇 石川義周
嘱託 弓削小平
- 月手當四十圓支給(以上四月三十日)
外務省警部 永松喜平
- 在齊々哈爾領事館警察署滿洲里派出所所長ヲ命ス
外務省警部補 小池運藏
- 在廈門領事館警察署廈門派出所所長ヲ命ス(以上五月一日)
外務屬 中野了義
- 通商局第三課物品取扱主任ヲ命ス
外務屬 天滿隆行
- 通商局第三課物品取扱主任ヲ免ス

(各通)

- 日本專管居留地經營事務監督官被仰付
外務書記官 齋藤良衛
- 日本專管居留地經營事務監督官被免
外務書記官 松永直吉
- 任外務屬
總領事 藤田敏郎
- 給八級俸
雇 原口元助
- 大臣官房會計課勤務ヲ命ス(以上五月五日)
外務屬 原口元助
- 依願免本官(五月六日)
外務屬 原口元助
- 臨時外務省ノ事務ニ從事スルコトヲ命ス
大使館參事官 田中都吉
- 待命中本俸全額ヲ賜フ
大使館參事官 田中都吉
- 兼任外務省通商局長
大使館參事官 正五位勳三等 田中都吉
- 敘高等官二等
外務次官 埴原正直
- 外務省通商局長事務取扱ヲ免ス
總領事從五位勳四等 今井忍郎
- 總領事從五位勳四等 松岡洋右
- 總領事從五位勳四等 菊池義郎
- 總領事從五位勳四等 菊池義郎
- 總領事 今井忍郎

(各通)

●賜一級俸

●平和條約實施委員被仰付

●平和條約實施委員被免 (以上五月七日)

●依願免本官 (五月八日)

(各通)

●敘從四位

(各通)

●敘從七位 (以上五月十日)

●依願囑託ヲ解ク (五月十一日)

(各通)

●歸朝ヲ命ス

●バナマ在勤ヲ命ス (以上五月十二日)

總領事 松岡 洋右
總領事 菊池 義郎

陸軍歩兵少佐 澁谷伊之彦
陸軍歩兵少佐 園部和一郎

外務屬 月成 善海
正五位勳二等 有吉 明
正五位勳三等 田中都吉

尾見 昭
吉田丹一郎

囑託 柳澤兵太郎
外務書記生 大和久義郎
外務書記生 成相 明雄

副領事 市川 季作

●ケープタウン在勤ヲ命ス

●賜暇歸朝ノ件許可ス

●汕頭在勤ヲ命ス

●里馬在勤ヲ命ス

●倫敦在勤ヲ命ス

●牛莊在勤ヲ命ス

●蘇州在勤ヲ命ス

●天津在勤ヲ命ス (以上五月十三日)

●任外務屬
給九級俸

●通商局通商公報係勤務ヲ命ス (以上五月十四日)

●雇ヲ命ス
月俸三十圓給與

●大臣官房會計課勤務ヲ命ス

●支那へ出張ヲ命ス

●任外務屬
給十級俸

●通商局第一課勤務ヲ命ス

領事 今井 忠直

領事 齋 藤 和

副領事 打田 庄六

領事 森 浩

外務書記生 大野 道造

外務書記生 石塚 邦器

外務書記生 樽松 宇平治

外務書記生 石原 秋朗

白瀬 庄三郎

外務屬 白瀬 庄三郎

山名 知恆

雇 山名 知恆

外務屬 岩上 德藏

増尾 儀四郎

外務屬 増尾 儀四郎

●外務省事務ヲ囑託ス

(各通)

海外駐劄財務官 遠木政吉
勳五等 巽 孝之丞 賢 吾

●國際財政會議委員被仰付

(各通)

財務書記 青木一男
財務書記 後藤嘉一
遠木政吉

●國際財政會議委員附ヲ命ス (以上五月十五日)

●臨時平和條約事務局事務ヲ囑託ス
月手當三十圓支給

●歸朝ヲ命ス

中村清吉
外務書記生 古澤憲介
吉川 操

●臨時平和條約事務局事務ヲ囑託ス
月手當五十圓支給 (以上五月十七日)

●海事委員會委員被仰付 (五月十八日內閣)

●奉天へ出張ノ件許可ス

外務次官 埴原正直
外務書記生 芝崎路可

●奉天大連及鐵嶺へ出張ノ件許可ス (以上五月十八日)

●支那在勤ヲ命ス (五月十九日)

外務書記生 高井末彦
外務書記生 吉岡武亮

●敘從七位

原田 健

●賜暇歸朝ノ件許可ス (以上五月二十日)

●給八級俸 (五月二十一日)

●依願免本官

外務省警部 古山又之丞
外務通譯生 大西理美
外務通譯生 大西理美
元外務通譯生 大西理美

●在官滿二年以上ニシテ退官ニ付金三十五圓給與

外務事務官 渡邊二郎

●西比利亞ニ關スル事務ニ從事スルコトヲ命ス

外務事務官 七田基玄
外務事務官 山本熊一

(各通)

●臨時調査部勤務ヲ命ス

外務書記生 市川保一

●浦潮斯德在勤ヲ免ス
大正三年勅令第二百二號第一項ノ事務ニ從事スルコトヲ命ス (以上五月二十二日)

●賜暇歸朝ノ件許可ス

總領事 太田喜平

●赴任ノ途次ロスアンゼルス立寄ヲ命ス

領事 森 浩

●任特命全權大使

關東長官正三位勳一等男爵 林 權助

●英國駐劄被仰付

特命全權大使男爵 林 權助

●任公使館三等書記官
敍高等官五等

外務省事務官從六位勳六等 川越茂

●賜二級俸
瑞西國在勤ヲ命ス

公使館三等書記官 川越茂

●任外務省事務官
敍高等官六等

通信副事務官正七位 藪野義光

●賜四級俸
通商局第一課勤務ヲ命ス

外務省事務官 藪野義光

●任外務事務官
敍高等官六等

青島守備軍民政部事務官正七位 三枝茂智

●賜六級俸
臨時平和條約事務局勤務ヲ命ス(以上五月二十四日)

外務事務官 三枝茂智

●任外務書記生
給三級俸

外務屬 春日廓明

●サンパウロ在勤ヲ命ス

外務書記生 春日廓明

●任外務通譯生
給十級俸

吉竹貞治

●鄭家屯在勤ヲ命ス

外務通譯生 吉竹貞治

●局子街へ出張ノ件許可ス

領事 堺 與三吉

●奉天へ出張ノ件許可ス(以上五月二十五日)

外務書記生 皆川太郎

(各通)

寺尾小太郎

大澤修二

野元三子雄

多田茂

本間幸次郎

出納功

●任外務書記生
給十級俸

外務書記生 寺尾小太郎

外務書記生 大澤修二

外務書記生 多田茂

外務書記生 本間幸次郎

外務書記生 出納功

(各通)

●安東在勤ヲ命ス

●濟南在勤ヲ命ス

外務書記生 野元三子雄

公使館二等書記官 山崎次郎

大使館三等書記官 堀内謙介

(各通)

● 平和條約實施委員被免

大使館三等書記官 東郷茂徳
外交官補 佐久間 信

(各通)

● 平和條約實施委員附ヲ免ス

外務書記生 若月 稔次郎
外務書記生 岩崎 榮藏
外務書記生 宗村 丑生
外務書記生 本合 龍男

● 授旭日大綬章

正四位勳一等法學博士 安達峰一 郎

● 敍勳五等授瑞寶章

從七位勳六等 古澤 幸吉

● 敍勳六等授瑞寶章

正七位勳七等 八木 元八

● 黃草坪出張ノ件許可ス (以上五月二十六日)

外務書記生 吉田 壽三郎

● 任陸軍教授
〔敍高等官八等 (五月二十六日陸軍省)〕

外務書記生兼外務屬 井出 徳夫

(各通)

● 〔任外務書記生
給十級俸〕

税關監吏 水野 要
通信書記 湯谷 勝俊

(各通)

● 安東在勤ヲ命ス

外務書記生 水野 要
外務書記生 湯谷 勝俊

● 歸朝ヲ命ス

特命全權公使 西 源四郎

● 〔任外務技手
給九級俸〕

木田 政

● 大臣官房電信課勤務ヲ命ス

外務技手 木田 政

總領事 藤田 敏郎

● 京都、大阪、兵庫、愛知及和歌山ノ二府三縣へ出張ヲ命ス

外務省條約局長法學博士 松田 道一

● 大正九年五月二十七日特殊權利審査會官制施行同日同會審査員ニ就職
(以上五月二十七日)

● 〔兼任外務省參事官
敍高等官三等〕

大使館參事官正五位勳四等 菊地 駒次

● 〔兼任外務省參事官
敍高等官四等〕

外務書記官兼外務事務官正六位勳六等 岡本 武三

● 〔兼任外務事務官
敍高等官六等〕

外務省事務官正七位 杉田 正三郎

● 臨時平和條約事務局勤務ヲ命ス

外務事務官 杉田 正三郎

(各通)

●特殊權利審査會審査員被仰付

●特殊權利審査會幹事被仰付 (以上五月二十八日內閣)

●雇ヲ命ス
月俸十六圓給與

●大臣官房文書課勤務ヲ命ス

●歸朝ヲ命ス (以上五月二十九日)

●囑託ヲ解ク

(各通)

●敘正五位

(各通)

●任領事
敘高等官七等

外務省參事官 菊地駒次
外務省參事官 岡本武三

外務事務官 杉田正三郎

菊地乙逸

雇 菊地乙逸

公使館二等書記官 河合博之

囑託 江川幸治

從五位勳四等 今井忍郎

從五位勳四等 松岡洋右

從五位勳四等 菊池義郎

副領事從七位勳六等 緒方整肅

副領事從七位勳六等 市川季作

副領事從七位勳七等 池部政次

(各通)

●賜二級俸

●イルク「ツク」在勤ヲ命ス
「タ」出張ヲ命ス

●バナマ在勤ヲ命ス

●鄭家屯在勤ヲ命ス

(各通)

●任副領事
敘高等官七等

●賜二級俸

領事 緒方整肅
領事 市川季作
領事 池部政次

領事 緒方整肅

領事 市川季作

領事 池部政次

外務書記生勳七等 弓削哲三

外務書記生勳八等 岩崎榮藏

外務書記生勳八等 川西豐藏

外務書記生勳七等 宗村丑生

外務書記生 荒井金造

外務書記生 春日廓明

副領事 弓削哲三
副領事 岩崎榮藏

(各通)

●賜三級俸

●アンヴェルス在勤ヲ命ス
獨逸へ出張ヲ命ス

●上海在勤ヲ命ス

●桑港在勤ヲ命ス
巴里へ出張ヲ命ス

●漢堡在勤ヲ命ス
伯林へ出張ヲ命ス

●アラゴエスナエンスク在勤ヲ命ス
黒河へ出張ヲ命ス

●サンパウロ在勤ヲ命ス

●陸絅高等官五等

●賜二級俸

●文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職被仰付

副領事 川西 豐藏

副領事 宗村 丑生

副領事 荒井 金造

副領事 春日 廓明

副領事 弓削 哲三

副領事 岩崎 榮藏

副領事 川西 豐藏

副領事 宗村 丑生

副領事 荒井 金造

副領事 春日 廓明

領事正七位勳六等 河西 信

領事 河西 信

總領事 今井 忍耶

●名譽副領事ヲ命ス

名譽副領事

ヘンドリック、ピーター、ファン、フリート
ヘンドリック、ピーター、ファン、フリート

●在ロツタルダム名譽領事館勤務ヲ命ス(以上五月三十一日)

●外務事務官原田健ハ五月八日在官ノ儘常設國際聯盟事務局ニ聘用セラレタリ

外務省巡查 佐藤 宗兵衛

●右者大正九年四月三日宿直ニ相當シ翌午前九時順番當直ニ引繼キ交代歸舍シ朝食ヲ辨スルノ規程ナルニ拘ラス交代前勝手ニ歸宅シタル爲在監人洗面ノ際ハ單ニ押丁ノ爲ス儘ニ放任シ置キ立會ヲ爲サ、リシカタメ殺人事件ノ被告人土屋七郎ハ機ヲ窺ヒ便所ニ赴キ同所窓口ヨリ逃走スルニ至リタルモノナリ右ハ全ク職務怠慢ニ起因スル結果ニ外ナラサルヲ以テ明治二十五年勅令第十四號外國在勤警部巡查任用及支給規則第六條ニ依リ懲罰處分ニ付シ罰俸トシテ月俸百分ノ五ヲ科ス(四月二日齊々哈爾濱領事館)

●外務省巡查ヲ命ス
月俸十五圓給與

外務省巡查 崔 儀鳳

● 在間島總領事館警察署詰ヲ命ス (以上四月二十二日)

● 依願巡查ヲ免ス (四月三十日)

外務省巡查 金 洛 道

● 歸朝ヲ命ス (五月一日)

外務省巡查 高 浦 嘉 助

● 巡查精勤證書ヲ授與ス (五月四日)

外務省巡查 熊 本 佐 六

● 依願巡查ヲ免ス (五月五日)

外務省巡查 金 容 爽

外務省巡查 韓 弘 洙

● 右ハ大正九年三月二十六日午後七時三十分暖爐用石炭取出ノ際既決囚蔡承點ヲ逃走セシムルニ至リタルハ職務怠慢ノ致ス處トス依テ明治二十五年勅令第十四號外國在勤警部巡查任用及支給規則第六條ニ依リ罰俸一箇月俸給百分ノ十ヲ科ス (五月六日頭道溝分館)

● 巡查精勤證書ヲ授與ス (五月八日)

外務省巡查 中 谷 良 作

● 外務省巡查ヲ命ス
月俸二十圓給與

警視廳巡查勳八等 中澤種一 郎

● 在哈爾濱總領事館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 中澤種一 郎

● 歸朝ヲ命ス (以上五月十日)

外務省巡查 塚 原 太 一 郎

● 歸朝ヲ命ス (五月十八日)

外務省巡查 稻 垣 新 次 郎

● 依願巡查ヲ免ス

外務省巡查 内 木 場 德 志

(各通)

● 歸朝ヲ命ス

外務省巡查 加 藤 宗 松

● 巡查部長ヲ命ス
月俸二十一圓給與

外務省巡查 小 堺 成 就

外務省巡查部長巡查 李 基 鴻

● 在間島總領事館局子街分館警察署詰ヲ命ス (以上五月十九日)

● 巡查ヲ免ス

外務省巡查 佐 藤 泰 信

● 依願巡查ヲ免ス (以上五月二十二日)

外務省巡查 田 中 宗 親

● 賜暇歸朝許可

外務省巡查 木 庭 信 鎮

● 在間島總領事館彈春分館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 尹 七 星

● 在吉林總領事館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 高 野 公 爾

● 在福州總領事館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 坂 下 彌 之 助

● 在厦門總領事館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 小 崎 一 郎

● 外務省巡查ヲ命ス
月俸二十圓給與

朝鮮總督府巡查 神 原 將 雄

● 在天津總領事館警察署詰ヲ命ス (以上五月二十四日)

外務省巡查 神 原 將 雄

● 依願巡查ヲ免ス (五月二十五日)

外務省巡查 金 在 煥

●依願巡查ヲ免ス

外務省巡查 榛葉信濃
外務省巡查 高野豐助

●犯人檢舉ニ關シ特別勉勵ニ付金十圓賞與ス (以上六月三日)

新飯田大助
田中行作
大輪克己
磯貝三郎
佐藤章庫
久保田正雄
篠原芳太郎
園田朝隆
松村恆三郎
鷺山市之助
北川常彦
圓藤謐次郎
上原末吉
桑原謙吾

(各通)

●外務省巡查ヲ命ス
月俸十五圓給與

田中伊之助
内藤四郎
長田伊勢藏
濱谷虎次郎
外務省巡查 新飯田大助
外務省巡查 佐藤章庫
外務省巡查 磯貝三郎
外務省巡查 篠原芳太郎
外務省巡查 園田朝隆
外務省巡查 松村恆三郎
外務省巡查 鷺山市之助
外務省巡查 圓藤謐次郎
外務省巡查 上原末吉
外務省巡查 桑原謙吾
外務省巡查 田中伊之助

(各通)

● 在天津總領事館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 内藤四郎
外務省巡查 長田伊勢藏

(各通)

● 在厦門領事館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 田中行作
外務省巡查 大輪克己

● 在間島總領事館頭道溝分館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 北川常彦

● 在間島總領事館琿春分館警察署詰ヲ命ス

外務省巡查 濱谷虎次郎
外務省巡查 久保田正雄

● 在間島總領事館局子街分館警察署詰ヲ命ス (以上六月四日)

○ 死 亡

● 雇寛清ハ五月十一日死去セリ

● 外務省巡查李基鴻ハ五月十九日死去セリ

● 外務省巡查李基鴻在職中職務ノ爲任所ニ於テ死亡セシニ付弔祭料給與令第三條ニ依リ金二百八十七圓竝外國在勤警部巡查任用及支給規則第十四

條ニ依リ一時金百圓及任所ヨリ東京迄ノ人馬船車料規定額金百三十四圓五十七錢ヲ五月二十五日其遺族ニ給與セリ

● 雇石川義周ハ五月二十八日死去セリ

○ 發 著

● 副領事佐藤今朝藏マニラハ五月二日著任セリ

● 公使館一等書記官佐藤尙武瑞西國ハ五月八日著任セリ

● 領事山口爲太郎(ブラゴエスナエンスク)ハ五月十五日任地出發六月九日歸朝セリ

● 領事官補長倉矯介(シドニー)ハ五月十九日著任セリ

● 領事木島孝藏里昂ハ五月二十六日任地出發歸朝ノ途ニ就ケリ

● 外交官補守島伍郎獨國ハ五月二十五日著任セリ

● 清水總領事(オタワ)ハ六月十日東京出發赴任セリ

● 副領事春日廓明(サンパウロ)ハ六月二十六日東京出發赴任ノ筈

● 矢田總領事(ホル)ハ六月三十日横濱出發赴任ノ筈

● 領事官補鹽崎觀三(桑港)ハ四月十日前任地上海出發赴任ノ途次同十八日東